

DV (ドメスティック・バイオレンス) は犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。どんな理由があっても、暴力は決して許されません。また、DV は直接暴力を受けた人だけでなく、暴力を目撃しながら育った子どもにも重大な影響を与えます。

女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日～25日

身体的暴力

身体に対する暴力。ほとんどの場合、刑法の傷害罪や暴行罪などに該当する違法な行為で、たとえ配偶者間であっても処罰の対象となります。

- ・殴る ・蹴る ・平手で打つ
- ・髪を引っばる ・首をしめる
- ・引きずり回す ・物を投げつける
- ・刃物などを体に突きつけるなど

性的暴力

- ・いやがっているのに性的行為を強要する
- ・避妊に協力しない
- ・見たくないのにポルノビデオを見せる
- ・裸の写真を撮るなど

経済的暴力

- ・生活費を渡さない ・外で働かせない
- ・借金をさせる ・借りたお金を返さない
- ・デート代を常に払わせるなど

精神的暴力

心無い言動等により相手の心を傷つけるもの。精神的暴力の結果 PTSD (心的外傷後ストレス障害) に至った場合は、刑法上の傷害罪として処罰されることもあります。

- ・口汚くののしる ・無視する
- ・大声で怒鳴る ・脅かす
- ・侮辱的発言で傷つける
- ・人前で馬鹿にしたり、恥をかかせる
- ・支配・独占をしようとする
- ・外出・電話を制限する
- ・浮気を疑って責める
- ・行動を監視する
- ・勝手に携帯電話をチェックする
- ・メールやアドレスを勝手に消すなど

子どもを利用した暴力

- ・子どもに暴力をふるう、悪口を吹き込む
- ・子どもの前で暴力をふるう
- ・子どもを取り上げると脅すなど



自分さえ我慢すれば…
と思っているあなたへ
ひとりで悩まずに
まずは相談を！

福岡県が平成26年度に行った調査では、配偶者や交際相手からDVを受けた経験がある人は女性で27.7%、男性で13%、全体で21.4%と、5人に1人が被害を受けた経験があると回答しています。

配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいたら、一人で悩まずにお気軽に相談ください。あなたのまわりに暴力を受けている人がいたら、相談窓口を教えてあげてください。

福智町男女共同参画窓口

月～金 ▶ 8時30分～17時15分

☎ 22-7764 (人権推進課 人権推進係)

配偶者からの暴力相談電話

月～金 ▶ 17時～24時

土・日・祝 ▶ 9時～24時

☎ 092-663-8724

田川保健福祉事務所

月～金 ▶ 8時30分～17時15分

☎ 42-4850 (配偶者からの暴力相談専用)

あすばる女性相談ホットライン

月～金 ▶ 9時～17時

※ 金(祝除く)のみ18時～20時30分も可

☎ 092-584-1266

配偶者や交際相手からの暴力に1人で悩んでいませんか